

令和6年度「ふくしの保険」改定のお知らせ

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、令和6年度「ボランティア活動保険」および「福祉サービス総合補償」の補償内容を下記のとおり、改定いたします。

※「ボランティア行事用保険」「送迎サービス補償」の改定はありません。

I. 「ボランティア活動保険」の加入プランから「特定感染症重点プラン」を廃止し、下表のとおり2プランに改定します。

【令和6年度加入プラン】

		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償(※)		
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
賠償の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
	年間保険料	350円	500円	

※特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。
 なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

II. 「福祉サービス総合補償」オプション「感染症の補償」の補償対象から新型コロナウイルス感染症を除外し、下記のとおり改定します。

●対象となる感染症

肺炎、~~新型コロナウイルス感染症~~、肝炎(A型、B型、C型およびE型)、結核、HIV感染症(エイズ)、梅毒、皮膚感染症(疥癬、カンジタ症、白癬生、ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹、紅色陰癬など)、流行性角結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、細菌性およびウイルス性食中毒、MRSA、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、シフテリア、ポリオ(急性灰白髄炎)、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎる。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものにかぎる。)、痘そう、黄熱、Q熱、狂犬病、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、マラリア、南米出血熱、腸管出血性大腸菌感染症

令和6年度改定の詳細につきましては、令和6年度版各種パンフレット（令和6年2月上旬ご案内予定）、または2月1日リニューアル予定の「ふくしの保険ホームページ」(<https://www.fukushihoken.co.jp>)にて、ご確認ください。か福祉保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。